第百十一条第二項	次に掲げる種類株主	次に掲げる種類株主（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた場合にあっては、第二号又は第三号に掲げる種類株主に限る。）
第百七十一条第一項	定めなければならない	定めなければならない。ただし、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた場合には、株主総会の決議によらないで、その認定に係る全部取得条項付種類株式を取得すること及び次に掲げる事項を定めることができる
第百七十二条第一項	次に掲げる株主 同項の株主総会の日	全ての株主 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第二項の規定により読み替えて準用する第百六十九条第三項の規定により準用する通知又は同法第二十一条の三第二項の規定により準用する第百六十九条第四項の公告の日
第百七十三条第二項	第百七十一条第一項の株主総会の決議による定め	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する第百七十一条第一項の規定により定めたところ
第二百三十四条第二項	裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた定款の変更については、株主総会の決議によらないで、これをすることができる
第四百六十六条	変更することができる	変更することができる。ただし、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた定款の変更については、株主総会の決議によらないで、これをすることができる

2　会社法第百六十九条第三項及び第四項並びに第九百四十条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第一項の規定による決定をしたときは」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する第百七十一条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めたときは」と、「株式会社」とあるのは「同法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う株式会社」と、「同項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者に対し」とあるのは「当該株式会社の株主に対し」と、「当該取得条項付株式」とあるのは「当該全部取得条項付種類株式」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　第一項の場合における商業登記法第四十六条第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項及び第四項中「書面」とあるのは「書面及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第二項中「その議事録」とあるのは「その議事録及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

第二十四条中「並びに」の下に「事業革新新商品生産設備及び」を加え、同条第二号中「その関係事業者」の下に「、認定事業革新新商品生産設備導入事業者」を、「認定資源生産性革新計画」の下に「、認定事業革新新商品生産設備導入計画」を、「資源生産性革新設備等」の下に「、事業革新新商品生産設備」を加える。

第二十四条の二の見出しを「（公庫の行う損失補塡業務）」に改め、同条第一項中「株式会社日本政策金融公庫は」を「公庫は」に改め、「法律第五十七号」の下に「。以下「公庫法」という。」を加え、「補てん」を「補塡」に改め、同条第二項中「株式会社日本政策金融公庫法」及び「同法」を「公庫法」に、「補てん」を「補塡」に改め、同条の次に次の十一条を加える。

（公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務）

第二十四条の三　公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかわらず、指定金融機関に対し、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置であって政令で定めるもの（第二十四条の五第一項において「認定事業再構築等関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再構築等促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

2　事業再構築等促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、事業再構築等促進円滑化業務については、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条の規定により読み替えて適用する公庫法の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条第一項	この法律	この法律、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「特別措置法」という。）
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	この法律	この法律、特別措置法
第七十一条	第五十九条第一項	特別措置法第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（特別措置法第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用するエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び特別措置法第二十四条の三第一項
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項（特別措置法第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（特別措置法第二十四条の三第一項に規定する事業再構築等促進円滑化業務を除く。）